

学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

東大阪市立長堂小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「すべての子どもに生きる喜びと明日をつくる力を」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- 仲間はずれ，集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「長堂小いじめ・不登校対策委員会」

(2) 構成員

管理職、首席、生徒指導担当、当該学年、担任外、養護教諭、特別支援教育コーディネーター 等（必要に応じて、各学年主任、人権教育担当、教務主任）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

<次ページ記載>

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

長堂小いじめ・不登校対策委員会は、必要に応じて開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

いじめ防止年間計画

| | 1年生 | 2年生 | 3年生 |
|-----------------|---------------|---------------|------------------|
| 4月 | ・児童・保護者への呼びかけ | ・児童・保護者への呼びかけ | ・児童・保護者への呼びかけ |
| | ・春の遠足（中止） | ・春の遠足（中止） | ・春の遠足（中止） |
| 5月 | ・家庭訪問 | ・家庭訪問 | ・家庭訪問 |
| 6月 | ・運動会（秋へ延期） | ・運動会（秋へ延期） | ・運動会（秋へ延期） |
| | ・小小交流 | ・小小交流 | ・小小交流 |
| | ・学校生活アンケート実施 | ・学校生活アンケート実施 | ・学校生活アンケート実施 |
| 7月 | ・保護者懇談 | ・保護者懇談 | ・保護者懇談 |
| 9月 | | | |
| 10月 | ・保護者懇談 | ・保護者懇談 | ・保護者懇談 |
| | ・秋の遠足 | ・秋の遠足 | ・秋の遠足 |
| 11月 | ・学校生活アンケート実施 | ・学校生活アンケート実施 | ・学校生活アンケート実施 |
| 12月 | ・保護者懇談 | ・保護者懇談 | ・保護者懇談 |
| | ・ときめきワールド | ・ときめきワールド | ・ときめきワールド |
| 1月 | ・百人一首大会 | ・百人一首大会 | ・百人一首大会 |
| | | | ・スマホ・インターネット活用教室 |
| 2月 | | | |
| 3月 | | | |
| 年間を通して、人権教育を行う。 | | | |

| | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 学校全体 |
|-----|---|---|---|------------------------------------|
| 4月 | ・児童・保護者への呼びかけ | ・児童・保護者への呼びかけ | ・児童・保護者への呼びかけ | ・第1回 いじめ・不登校対策委員会 (年間計画の確認) |
| 5月 | ・春の遠足(中止) ・家庭訪問 | ・春の遠足(中止) ・家庭訪問 | ・春の遠足(中止) ・家庭訪問 | |
| 6月 | ・運動会(秋へ延期) ・学校生活アンケート実施 ・小小交流 ・スマホ・インターネット活用教室 | ・運動会(秋へ延期) ・学校生活アンケート実施 ・小小交流 ・スマホ・インターネット活用教室 | ・運動会(秋へ延期) ・学校生活アンケート実施 ・ミニバス参加(今年度は中止) ・スマホ・インターネット活用教室 | ・PTA総会で「基本方針」の趣旨説明 ・アンケートの集約 |
| 7月 | ・保護者懇談 | ・保護者懇談 ・林間学舎 | ・保護者懇談 | ・第2回委員会 (進捗確認) |
| 9月 | | | | |
| 10月 | ・保護者懇談 ・秋の遠足 | ・保護者懇談 | ・保護者懇談 ・陸上記録大会 | ・第3回委員会 (状況報告と取り組みの検証) |
| 11月 | ・学校生活アンケート実施 ・スマホ・インターネット活用教室 | ・学校生活アンケート実施 ・スマホ・インターネット活用教室 | ・修学旅行 ・学校生活アンケート実施 ・スマホ・インターネット活用教室 | ・アンケートの集約 ・学校教育自己診断 こどもアンケート |
| 12月 | ・保護者懇談 ・ときめきワールド | ・保護者懇談 ・ときめきワールド | ・保護者懇談 ・ときめきワールド | |
| 1月 | ・スマホ・インターネット活用教室 ・百人一首大会 | ・スマホ・インターネット活用教室 ・百人一首大会 | ・百人一首大会 ・スキー学習 | ・第4回委員会 (年間の取り組みの検証) |
| 2月 | | | ・卒業へ向けて | |
| 3月 | 年間を通して、人権教育を行う。 | | | |

*各学年において道徳教育の年間計画に基づいた実践や、教科学習の中で仲間づくりの取り組みを推し進めていく。

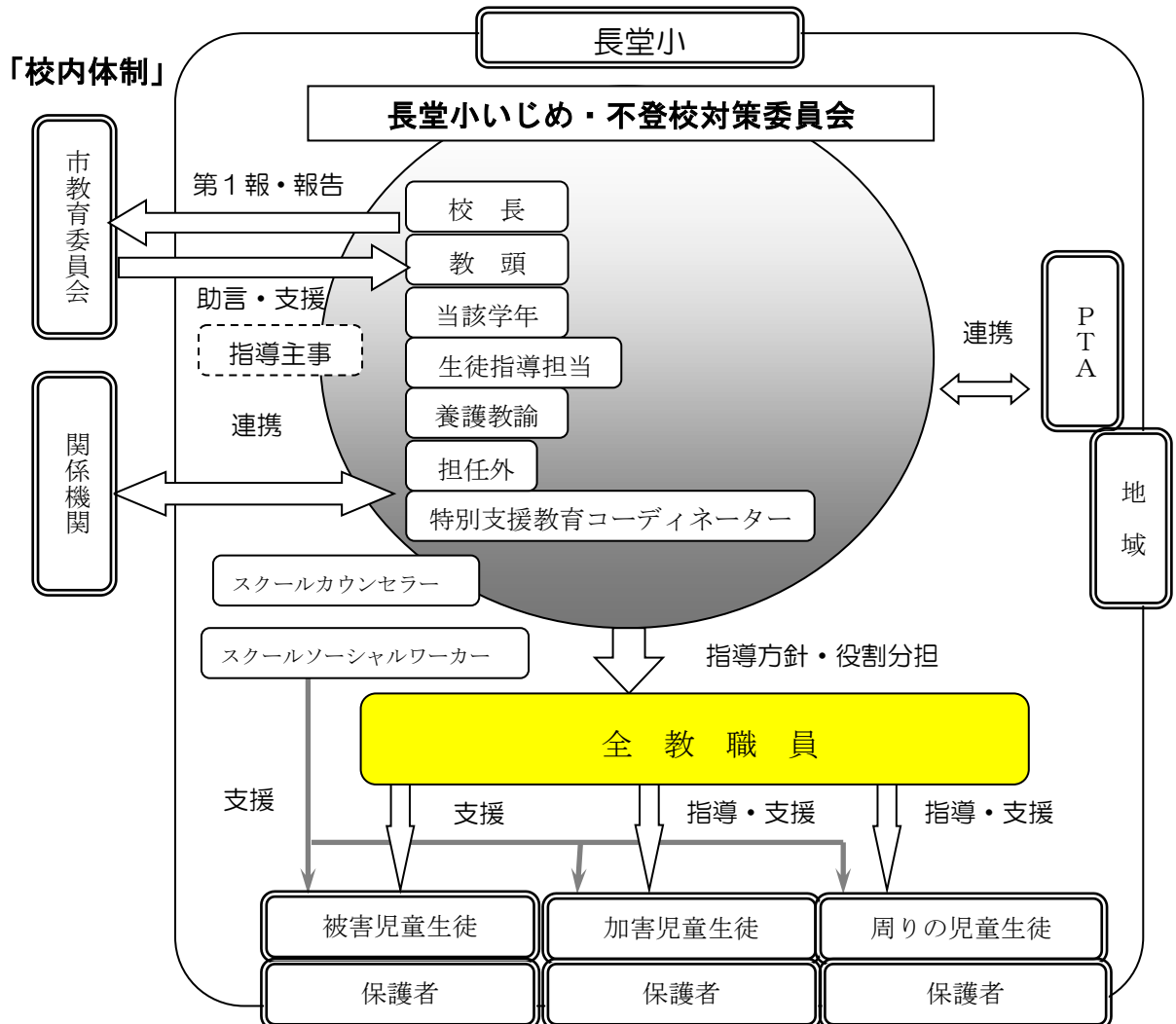
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。そのための取組みが、着実に成果を上げているかどうかを日常的な児童の観察や定期的なアンケート等から検証・改善していくPDCAサイクルによる取組みの継続が大切である。



2 いじめ防止のための措置

- (1)平素からいじめ防止についての共通理解を図るため、教職員に対しては、いじめの態様や特質・背景、具体的な指導上の留意点等について、生徒指導部会や職員会議で共通理解を深める。そして、児童の心の叫びを敏感に感じ取る感性、子どもを深く理解する人権感覚を高めるための校内研修等を実施し、その指導力の向上に努める。

児童に対しては、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを進め、友達や教職員と信頼できる関係づくりを行う。

保護者に対しては、日常の家庭訪問や懇談会、学校だより・学年だより等を通して、学校の取組みや児童の様子を積極的に発信し、緊密な連携協力を図る。地域に対しては、地域人材のゲストティーチャーとしての活用等教育活動への参画を通して子どもとの親密な関係を深めるとともに、学校協議会等での情報交流を行うことで協力関係を深め、学校・家庭・地域が組織的に連携・協同する体制を構築する。

- (2)いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、人権尊重の教育をいじめ防止年間計画に明確に位置付けるとともに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的な実施に努める。

- (3)いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、全教職員が「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢を持ち、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観する行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも、親身になって相談に応じるようにする。

また、すべての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できるような分かりやすい授業づくりを進める。そのために、校内研修会の実施や先進校での研修会並びに各種研修会への積極的な参加に努め、その授業改善を進める。また、学級・学年活動や児童会活動においても、児童一人一人が活躍できる場を設定することで、集団づくりを進めていく。さらに、児童がストレスを感じた場合でも、それを人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書等で発散したり、誰かに相談したりするなど、適切に対処できる力を育む。

- (4)児童の自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、一人ひとりの児童が安心できる学級・学年・学校づくりに努め、その「居場所づくり」を進めるとともに、すべての児童が互いに認め合い、心のつながりを感じられる「絆づくり」に努める。そのため、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる場の設定に努める。

- (5)児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、学級会活動や児童会活動において、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分でできることを主体的に考えて行動できるような取組みを行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

教職員は、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の様子について情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1)実態把握の方法として、生徒指導部より年2回の「学校生活アンケート」を実施するとともに、毎月の職員会議において児童の様子との交流を行う。定期的な教育相談としては、保健室の利用の周知に努める。日常の観察として、授業中はもちろん、放課後や休み時間における児童との交流や作文・日記等を活用する。また、学校に設置している「なんでも相談箱」の周知・活用に努める。
- (2)保護者と連携して児童を見守るため、連携を密にし、家庭での児童の様子との把握を行う。また、愛ガード運動で活動していただいている方等からの通学時や校外での様子等の情報交流を進め、地域と連携して児童を見守る。
- (3)児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、相談箱の周知・活用を図るとともに、中学校区スクールカウンセラーや本市教育センター等の相談機関の周知を図る。
- (4)学校だよりや懇談会等により、相談体制を広く周知する。また、本委員会により、適切に機能しているかなど、定期的にPDCAサイクルでの検証を行う。
- (5)学校教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、東大阪市教育委員会の助言のもと、個人情報保護の観点を踏まえ、いじめ対策委員会で決定する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、以下の「5つのレベルに応じて外部機関とも連携する。なお、レベルに関する協議については長堂小いじめ対策委員会にて行う。

| | レベル | 対応 |
|------|--|---|
| レベル1 | 管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル | 担任・学年教員で対応し解決を図る。 |
| レベル2 | 管理職・生徒指導部を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル | 担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する |
| レベル3 | 警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル | 管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立てて学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。 |
| レベル4 | 教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等との連携し校外での指導を行うレベル | 教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。 |
| レベル5 | 学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル | 教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。 |

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。